

地域貢献（大阪ミュージアム基金への寄附）型自動販売機の

設置事業者募集要項

大阪府では、大阪の都市魅力の向上を目的とした大阪ミュージアム推進事業の普及及び財源確保のため、売上金の一部を大阪ミュージアム基金へご寄附いただく「地域貢献（大阪ミュージアム基金への寄附）型自動販売機」（以下「ミュージアム自販機」という。）設置事業（以下「本事業」という。）を実施しています。その一環として、このたびミュージアム自販機の大坂府咲洲庁舎での設置を、大阪府と共同で実施していただける事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

設置事業者の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 本事業の趣旨・目的

ミュージアム自販機を大阪府咲洲庁舎内に設置するとともに、府内でのミュージアム自販機の設置促進を図ることにより、大阪ミュージアム事業のさらなる推進をめざします。

※大阪ミュージアムホームページ <http://www.osaka-museum.com/index.html>

2 本事業の内容

本事業は大阪府と設置事業者の共同事業とし、設置事業者は、本事業にかかる協定書を大阪府と締結のうえ、以下の内容を実施します。

(1) 大阪府咲洲庁舎内のミュージアム自販機（2台）の設置・管理

① ミュージアム自販機それぞれの設置場所、外形寸法等は、次のとおりとします。

物件番号	所在地	設置場所	台数	種類	外形寸法		位置
					幅	奥行き	
1	大阪市住之江区 南港北1丁目14-16	咲洲庁舎6階 リフレッシュルーム	1	缶・ビン P E T	1.02m 以内	0.80m 以内	図1
2	(同上)	咲洲庁舎38階 廊下	1	缶・ビン P E T	1.20m 以内	0.46m 以内	図2

② 上記①ミュージアム自販機の設置場所については、大阪府が無償で提供します。

③ その他、ミュージアム自販機の設置・管理にかかる経費等の公募条件等については、「4 公募条件等」をご参照ください。

④ ミュージアム自販機の設置・管理に関しては、本事業の趣旨・目的を踏まえ、大阪府と協議することとします。

⑤ 商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所を確認してください。設置場所を確認される場合は、原則として、職員が立ち会いますので、本要項の末尾記載の問い合わせ先まで、必ず事前にご連絡ください。

(2) 上記(1)で設置したミュージアム自販機の売り上げの一部の大坂ミュージアム基金への寄附
寄附金は年2回発行する納入通知書により、寄附していただきます。

(3) 大坂ミュージアム及び大坂ミュージアム関連事業の告知協力

設置事業者は、上記(1)で設置したミュージアム自販機に、ミュージアム自販機である旨及び売り上げの一部が大坂ミュージアム基金へ寄附される旨を明示し、大坂ミュージアムのロゴマークを掲示してください。

また、設置事業者は、大坂ミュージアムのPR及び関連事業の告知等について、大阪府と協議を行い、可能な範囲で協力をお願いします。

例：自社のウェブサイトに大坂ミュージアムのバナーを掲載する。

設置・管理する自動販売機又はその周囲に、イベントポスターを掲示する。

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

(1) 飲料メーカーもしくはベンダー事業者であること。

(2) 大阪府と包括連携協定又は事業連携協定を締結していること。もしくは地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）に登録していること（未登録の場合は、応募と同時に登録の手続きを行うことも可。ただし、応募締め切り日までに要件を具備するものとします。）。

「地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）」ホームページ

⇒ <http://www.pref.osaka.lg.jp/gyokaku/koukenkigyou/>

※ 「地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）」に関する問い合わせ先

大阪府 財務部 行政経営課 公民連携グループ（TEL. 06-6944-6401）（ダイヤルイン）

(3) 本事業の趣旨・内容を理解し、大阪府の共同事業者として誠実に事業を推進することに同意する者であること。

(4) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。

- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合（乳飲料の販売等）は、該当する許認可等の免許を有していること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(8) 都道府県税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

(9) 大阪府入札参加資格者については、募集期間内に大阪府から入札参加停止措置を受けていないこと。

4 公募条件等

(1) 事業期間

事業期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日の12ヶ月とします。令和9年4月1日以降、事業継続を希望する場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年毎に申し出を行うことにより、最長、令和13年3月31日までの間、事業を継続することができます。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や設置事業者の事業状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。

(2) 必要経費等

① 必要経費

ミュージアム自販機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

また、ミュージアム自販機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とします。年額使用料を当該期間の終了時の大阪府庁舎管理課が指定する期限までに全額納入してください。

【電気使用料の計測及び納付方法】

- ・電気使用量の算出にあたっては、設置事業者の負担により子メーターを設置してください。
- ・電気使用量は、大阪府担当者が子メーターの検針を行い算出した量とします。
- ・電気使用料は、計測した年額使用量に、電気事業者からの請求に基づく変動単価（税込）の平均額を乗じて積算して得た額とします。
- ・年額使用料は検針月の翌月末日に大阪府庁舎管理課が発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入してください。

② 設置方法等

ミュージアム自販機は、設置位置図に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996）、自動販売機据付基準（2008年策定版）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、原則として床面へのアンカーボルト固定を行うものとします。設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定金具（アンカーボルトを含む）について大阪府庁舎管理課の承認を受けてください。

(3) 使用上の制限

応募申込日以降、事業期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 大阪府と締結する本事業に関する協定を遵守すること。
- ② 事業期間中に3（5）にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ ミュージアム自販機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(4) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理などミュージアム自販機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、ミュージアム自販機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行なわせようとする場合は、ミュージアム自販機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していかなければならないものとします。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを大阪府に提出しなければなりません。
また、電気使用量を算出するための子メーターの有効期限に注意し、期限前に子メーターの交換等を適切に行うこと。
- ② 原則としてミュージアム自販機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 設置したミュージアム自販機は、常に衛生面に配慮し、適宜清掃を実施するなどして、清潔に保つこと。
- ④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ⑤ ミュージアム自販機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、ミュージアム自販機に故障時等の連絡先を明記すること。

(5) 原状回復

設置事業者は、協定の有効期間が終了した場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

(6) 売り上げ実績等の報告

設置事業者は、許可を受けたミュージアム自販機の設置期間中における売上げ実績(売上額、商品単価別販売数)を月毎に集計し、大阪府に報告するものとします。

5 参考データ

(1) 咲洲庁舎に勤務する職員数等

R7. 4. 1 時点	
所 属	人 数
大阪府	約 2,200 人
テント・店舗	約 1,400 人

(2) 公募対象のミュージアム自販機の売上実績

※売上数は、設置事業者の申告によるものです。

物件番号	咲洲庁舎における設置場所	種類	売上数 ※
			令和7年1月～令和7年12月(12カ月)
			令和6年1月～令和6年12月(12カ月)
1	咲洲庁舎 6 階 リフレッシュルーム	缶・ P E T	4,978 本
			5,263 本
※別途、缶・PET 自販機 2 台及び紙カップ自販機 1 台の既設あり。 ※令和7年については万博 TDM により、万博開催期間中の咲洲庁舎出勤者数 3 ~ 8 割減			
2	咲洲庁舎 38 階 廊下	缶・ P E T	1,302 本
			1,978 本
※別途、缶・PET 自販機 1 台の既設あり ※令和7年については万博 TDM により、万博開催期間中の咲洲庁舎出勤者数 3 ~ 8 割減			

6 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

令和8年2月3日（火曜日）から 令和8年3月3日（火曜日）（必着）
(午前10時から午後5時まで。※土曜日・日曜日・祝日を除く。)

(2) 申込方法

郵送又は持参による（電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

※ 郵送の場合は、封筒等に「ミュージアム自販機応募申請書在中」と朱書きのうえ、「レターパック」、「特定記録郵便」又は「簡易書留」で提出してください。
※持参される場合は、事前にご連絡ください。

〔<提出先> 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号（大阪府咲洲庁舎37階）
大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課
魅力推進・ミュージアムグループ あて〕

- (3) 必要な書類（各1部）
- ① 応募申込書（大阪府所定様式）
 - ② 誓約書（大阪府所定様式）
 - ③ 販売品目（大阪府所定様式）
 - ④ 3(5)にかかる許認可等の免許証の写し

7 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 物件番号1、2に設置する合計2台に関する提案寄附額について、最高額で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高額の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としません。
- (3) 設置事業者の公表等
設置事業者の決定は、令和8年3月6日（金曜日）頃の予定です。設置事業者の決定後、大阪府ホームページに寄附額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。なお、審査結果に係る質問や異議等は、一切受け付けません。
大阪府ホームページ⇒
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/toshimiryoku/osakathemuseum/kikin/jihanki.html>

8 協定締結にかかる手続き

設置事業者に決定した者は、速やかに、次の協定締結関係書類を提出してください。

《協定締結関係書類》 ※提出部数は各1通

- ① 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）
- ② 証明書類（発行日から3ヶ月以内の原本）
　　法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状（代理人が申請する場合のみ）
- ③ 役員名簿（氏名〈漢字/ふりがな〉、生年月日、性別、法人名、法人所在地を記載。様式任意）
- ④ 自動販売機の管理関係証明書（大阪府指定様式）
- ⑤ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者（応募者）と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
- ⑥ 自動販売機設置日時等連絡票（大阪府指定様式） ※自動販売機の設置前に提出

《納税証明書類》 （「3 応募資格要件」(8) 関係。いずれも発行日から3ヶ月以内の原本）

- ⑦ 都道府県税事務所の発行する全税目の納税証明書（「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のこと」の納税証明書）
- ⑧ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

9 設置事業者の確定

設置事業者に決定した者は、大阪府と地域貢献（大阪ミュージアム基金への寄附）型自動販売機の設置事業に関する協定書を締結することにより、設置事業者に確定します。

10 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに協定締結の手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者に決定した者が、協定締結日までに応募者の資格を失った場合

11 その他

協定締結の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課 魅力推進・ミュージアムグループ

担当 松井・浅野

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

(電話) 06-6210-9302 ダイヤルイン

(メールアドレス) toshimiryoku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp